

社会福祉法人清光会 役員等報酬規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人清光会（以下「本会」という。）の定款第9条及び23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 当法人の役員等には、役員報酬は支給しないものとする。

- 2 法人業務を行う場合には別表1の通り費用を弁償する。ただし、交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、＜旅費規程＞に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

- (1) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償・・・1回2,000円
- (2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償・・・1回2,000円

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年6月22日（評議員会の議決後）から施行する。

別表1 非常勤役員等の費用弁償額 日額 5,000円
半日額 2,500円